

平成 31 年度（2019 年度）

## 部活動指導員任用候補者募集案内

北海道教育委員会では、道内の市町村立中学校（義務教育学校の後期課程及び中等教育学校の前期課程を含むものとし、札幌市立学校を除く。）及び道立学校において、部活動の実技指導等を行う「部活動指導員」の任用候補者を、次のとおり募集しています。

候補者となることを希望される方は、応募フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

なお、応募資格があると認められる方を「部活動指導員任用候補者名簿」に登録いたしますが、部活動指導員として必ず任用されるわけではないことに御留意ください。

### 1 中学校

部活動指導員の任用候補者として登録いたしますが、任用の条件については市町村教育委員会により異なります。

### 2 道立学校

#### (1) 応募資格

次のいずれかに該当し、かつ地方公務員法(昭和 25 年法律第 261 号)第 16 条の規定に該当しない者

- ア 教員の免許状を有する者
- イ 日本スポーツ協会公認スポーツ指導者
- ウ 運動系部活動の指導実績を有する者
- エ 文化系部活動の指導実績を有する者
- オ その他アからエまでに掲げる者と同程度の知識又は技術を有すると認められる者

※ 地方公務員法第 16 条  
・ 成年被後見人又は被保佐人  
・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者  
・ 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から 2 年を経過しない者  
・ 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあつて、地方公務員法に規定する罪を犯し刑に処せられた者  
・ 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

#### (2) 職務内容

勤務校の校長の監督の下、次に掲げる職務のいずれか又は全部を行います。

- ア 実技指導
- イ 安全・障害予防に関する知識・技能の指導
- ウ 学校外での活動（大会・練習試合等）の引率
- エ 用具・施設の点検・管理
- オ 部活動の管理運営（会計管理、校内会議等）
- カ 保護者への連絡
- キ 年間・月間指導計画の作成
- ク 生徒指導に係る対応（いじめの対応等）
- ケ 事故が発生した場合の現場対応

#### (3) 勤務日・勤務時間数の目安（※学校によって異なります）

週 3 回程度、平日 2 ～ 3 時間、土日等は 3 ～ 4 時間程度（年間 210 時間）

#### (4) 報酬等

- ア 報酬：勤務実績に応じ、1,600 円/時間を支給します。
- イ 通勤手当：関係規定に基づき、通勤費用を支給します。

### 3 応募方法

次の URL 又は QR コードから応募フォームにアクセスし、必要事項を入力してください。

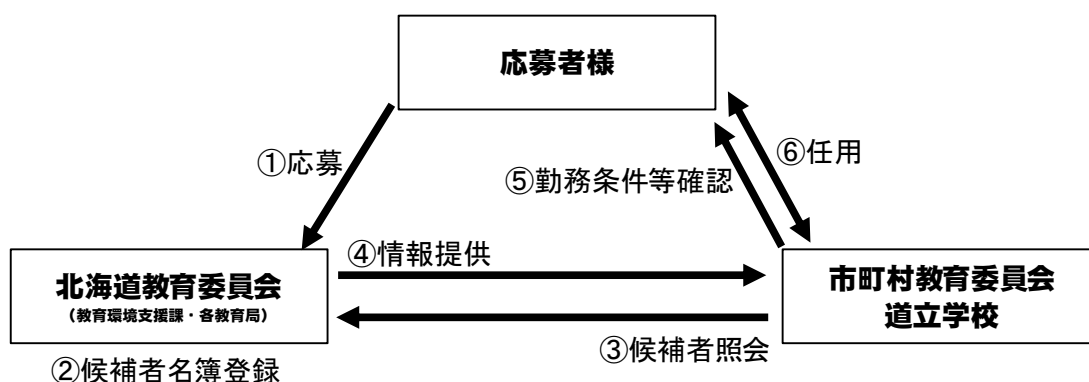
- ・ 応募フォーム <https://www.harp.lg.jp/ADVORKJc>
- ・ QR コード



※QRコードは(株)デンソーウェブの登録商標です

### 4 任用までの流れについて

- ・ お申し込みをいただいた方のうち、応募資格があると認められる方を「部活動指導員任用候補者名簿」に登録します。
- ・ 部活動指導員の配置を考えている市町村教育委員会や道立学校から照会があった場合、登録した情報を市町村教育委員会や道立学校に情報提供します。
- ・ 市町村教育委員会や道立学校と勤務条件等を確認し、合致すれば任用となります。  
(任用に必要な書類は別途市町村教育委員会や道立学校から示されます。)



### 5 その他

#### (1) 個人情報の取扱い等

いただいた情報については、北海道教育委員会のほか、関係市町村教育委員会や各学校で把握・共有し、新たに配置の必要が生じた場合など、部活動指導員の任用するためのものであり、目的外では一切使用いたしません。

また、個人情報等は関係法令に基づき、適切に管理します。

#### (2) 名簿の有効期限

「部活動指導員任用候補者名簿」の有効期限は、平成 31 年度中（2019 年度中（2020 年 3 月 31 日まで））です。

#### (3) その他

本募集案内は、平成 31 年（2019 年）2 月時点での関係法令等に基づき作成しております。法令改正等に伴い、募集条件が変更となる場合もございますので、あらかじめご了承ください。

### 6 お問い合わせについて

北海道教育庁学校教育局教育環境支援課部活動対策推進グループ

電話：011-206-6067（直通）

URL：<http://www.dokyoι.pref.hokkaido.lg.jp/hk/kks/index.htm>